

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生環第134号

令和4年3月2日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条に定めるゲームセンター等営業の営業所の構造及び設備の技術上の基準に係る運用方針の明確化について（通達）

見出しのことについては、別添警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条に定めるゲームセンター等営業の営業所の構造及び設備の技術上の基準に係る運用方針の明確化について（通達）」（令和4年3月1日付け警察庁丁保発第38号）に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条に定めるゲームセンター等営業の営業所の構造及び設備の技術上の基準に係る運用方針の明確化について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。